

「人権セミナーやつしろ」オンデマンド配信のご案内

(視聴無料)

八代市人権問題啓発推進協議会では、市民の皆さまに人権について身近に考えていただく機会として「人権セミナーやつしろ」をオンデマンド配信にて開催いたします。

今回は、NPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもとの顧問で、熊本県WEB講座の登録講師でもある岩谷美代子氏をお招きし、『日本で暮らす外国にルーツがある子どもたち』をテーマにご講演いただきました。

下記のとおり、配信を予定しておりますので、ぜひご視聴ください。

《配信期間》 令和8年2月2日(月)～2月20日(金)

《講演時間》 約30分

《視聴方法》 スマートフォンやPCなど、インターネット接続可能な端末が必要です。
※通信料は受講者負担です。

《URL》 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji0032140/index.html>



ご存じですか 『SNS規制法』2025年4月1日施行

通称「SNS規制法」(正式名称は情報流通プラットフォーム対処法)が、施行されました。

《改正の趣旨》

この法律は、従来「プロバイダ責任制限法」と呼ばれ、インターネット上の発信者情報開示や損害賠償責任の範囲を定めていましたが、2024年5月に改正法が成立し、2025年4月1日に施行されました。改正の目的は、インターネット上の誹謗中傷などによる被害を防止し、安心・安全な情報流通を確保すること。特にSNSや匿名掲示板で広がる人権侵害情報への対策強化が図られています。

《規制の対象となる投稿例》

法律上は「他人の権利を侵害する情報」や各種の「違法情報」が該当します。

『名誉棄損・誹謗中傷』

特定の個人や法人の社会的評価を低下させる事実の投稿や、根拠のない悪口・中傷投稿は名誉権侵害となり削除対象。

『差別表現・ヘイトスピーチ』

公然と人を侮辱する投稿、人種・民族・性別等に対する差別的表現(ヘイトスピーチ)。

『プライバシー侵害・個人情報漏えい』

本人の同意なく住所・電話番号・顔写真などを公開する投稿や、私生活上の秘密を暴露する投稿。リベンジポルノや盗撮写真の共有は肖像権・プライバシー権侵害であり、悪質な場合は刑事罰の対象。

その他、違法アップロードされた漫画画像、映画の無断転載動画、音楽ファイル共有リンクなど著作権法違反投稿。わいせつ・違法物頒布等の犯罪情報。虚偽情報・重大なデマ拡散による社会秩序混乱も削除対象。

以上のように、他人の権利を侵害したり社会に悪影響を及ぼす投稿は、規制対象となります。「現実社会で違法な行為・加害となる行為」は、ネット上でも違法であり、SNSや掲示板を利用する一人ひとりが本法律の趣旨を理解し、他人を傷つけない・自分も傷つかない利用を心がけることが求められています。